



「新しい公共」の現状と今後の推進に向けた方向性

平成24年10月16日

内 閣 府

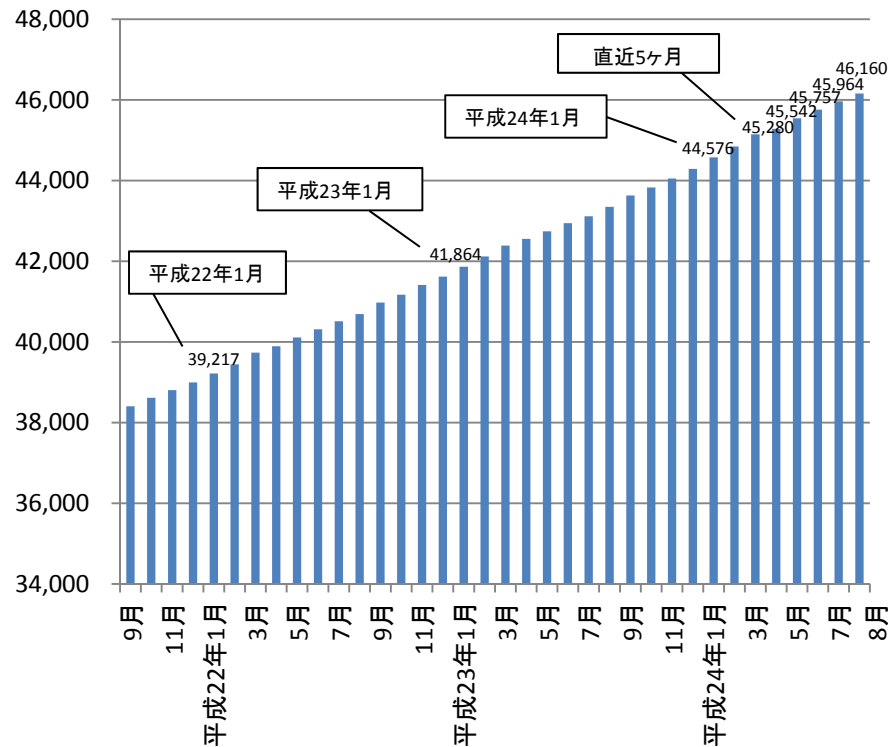
目 次

1. 寄附税制の活用状況	2
2. 特定非営利活動法人の実態	7
3. 新しい公共支援事業の実施状況	13
4. 「新しい公共」円卓会議・「新しい公共」推進会議 の提案に対する政府の取組のフォローアップ結果	15
5. まとめ	17

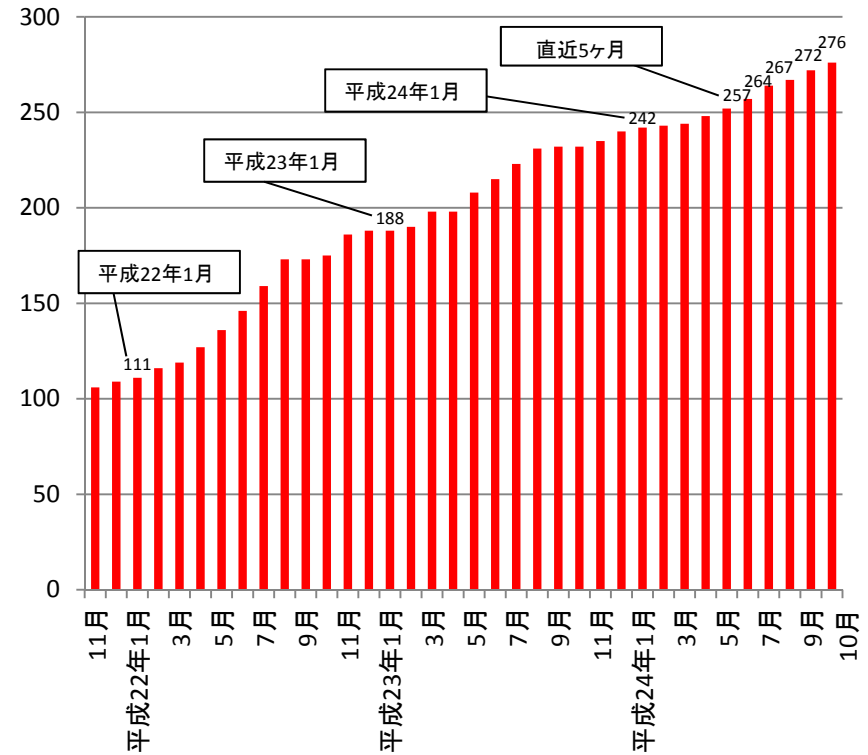
特定非営利活動法人の認証数及び認定数の推移

○特定非営利活動法人の認証数、認定数ともに緩やかに増加。

①認証特定非営利活動法人数の推移



②認定特定非営利活動法人数の推移



	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 8月末 /認定は 10月1日 現在
認証法人数	23	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,286	26,395	31,115	34,371	37,198	39,734	42,387	46,160
認定法人数	—	—	—	3	12	22	30	40	58	80	93	127	198	276

※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。

※認証法人数は各年3月末現在、認定法人数は各年4月1日現在の認定の有効期限内にある法人数を示す。

※右表「認定特定非営利活動法人の推移」は、毎月1日現在の数字であるが、左表と比較しやすいよう、前月末と表示。

認定制度の申請状況等

認定申請について

○新認定制度施行後、4月1日～8月31日までの間に118件(認定70件、仮認定48件)の申請を受理
(平成23年同時期(4月1日～8月31日)の申請件数は15件)

- ・認定申請:東京都、青森県、群馬県、愛知県、佐賀県、さいたま市、大阪市、神戸市
- ・仮認定申請:東京都、石川県、島根県、長崎県、横浜市、川崎市、大阪市 など

○平成23年度税制改正後の旧認定制度(平成23年7月～平成24年3月末)での申請件数は62件。
うち認定19件、審査中12件、取下げ31件(平成23年度申請件数75件、22年度90件、21年度86件)

■所轄庁への認定(仮認定)申請件数

	認定 申請件数	仮認定 申請件数	認定・仮認定 申請件数 (合計)
4月	2	1	3
5月	13	5	18
6月	17	11	28
7月	23	12	35
8月	15	19	34
累計	70	48	118

平成24年8月末現在

■所轄庁における認定(仮認定)の状況(認定6件、仮認定4件)

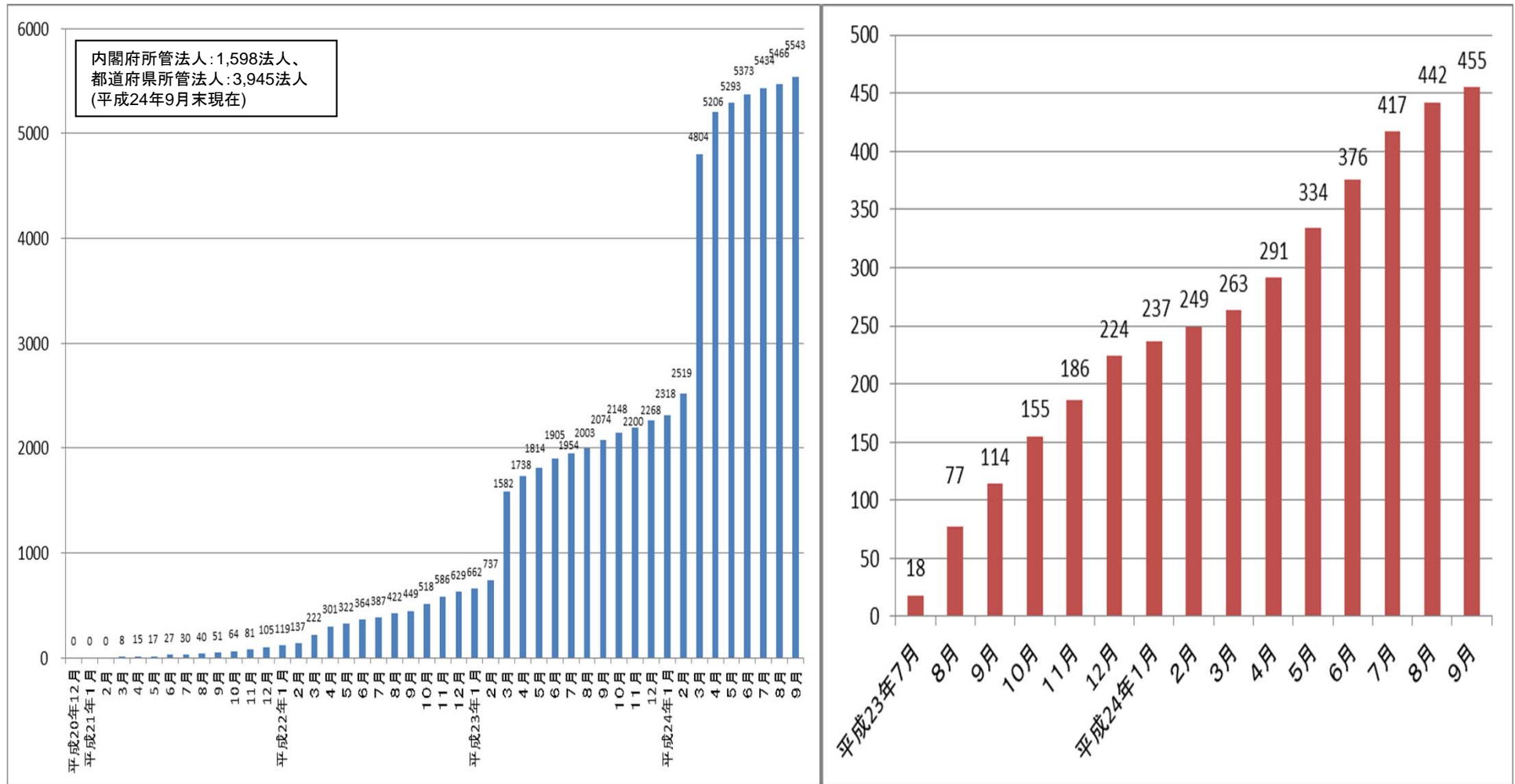
所轄庁	区分	法人名	PST基準	認定(仮認定)有効期間	
佐賀県	認定	日本IDDMネットワーク	絶対値	平成24年8月3日	平成29年8月2日
群馬県	認定	じゃんけんぽん	絶対値	平成24年8月17日	平成29年8月16日
大阪市	認定	大阪NPOセンター	相対値	平成24年8月27日	平成29年8月26日
大阪市	認定	ゆめ風基金	絶対値	平成24年8月31日	平成29年8月30日
大阪市	仮認定	西日本がん研究機構	—	平成24年8月31日	平成27年8月30日
川崎市	仮認定	ぐらすかわさき	—	平成24年8月31日	平成27年8月30日
長崎県	仮認定	NPOながさき	—	平成24年9月12日	平成27年9月11日
大阪市	認定	日越関西友好協会	相対値	平成24年9月19日	平成29年9月18日
大阪市	仮認定	消費者支援機構関西	—	平成24年9月19日	平成27年9月18日
愛知県	認定	パンドラの会	条例指定	平成24年9月21日	平成29年9月20日

平成24年10月1日現在

公益法人数とその税額控除対象数の推移

公益法人の認定件数は近年大幅に増加している。また、税額控除の証明を受けた公益法人数は、本年9月時点で455法人となっている。

- ①公益法人の認定件数の推移(内閣府所管、都道府県所管法人の合計値) ②税額控除の証明を受けた公益法人数の推移

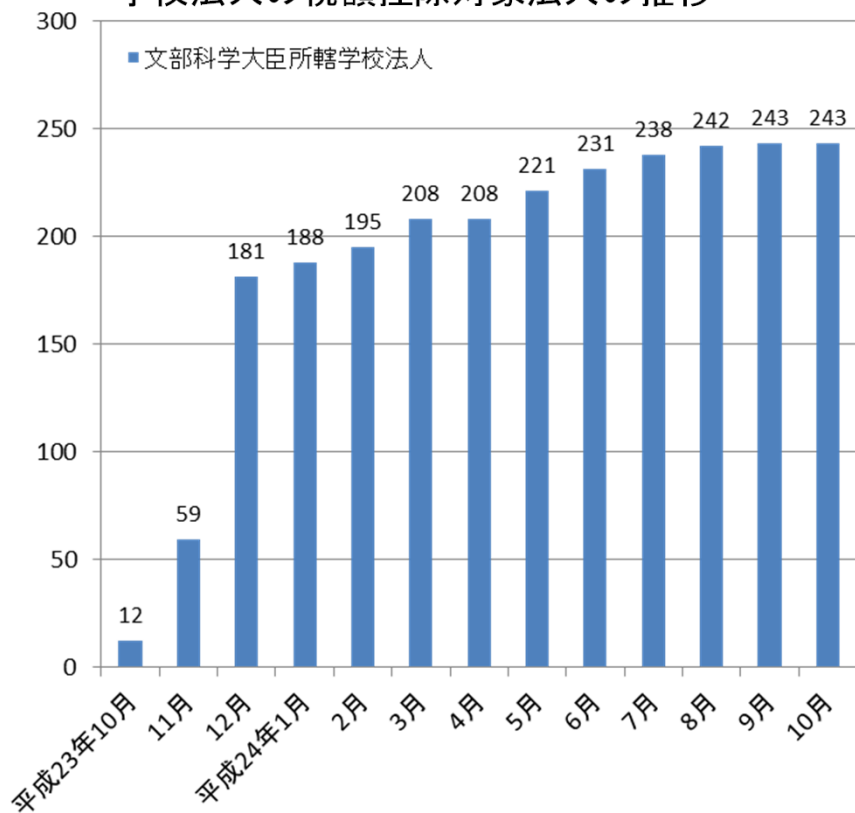


※平成23年11月に内閣府が国所管特例民法法人に対して行ったアンケート結果によると、平成23年11月以降、移行期間終了(平成25年11月)までに約600法人から内閣府への移行認定申請があり、移行期間終了時には内閣府所管の公益法人は約2,100法人以上となる見込み。

学校法人及び社会福祉法人の税額控除対象法人の推移

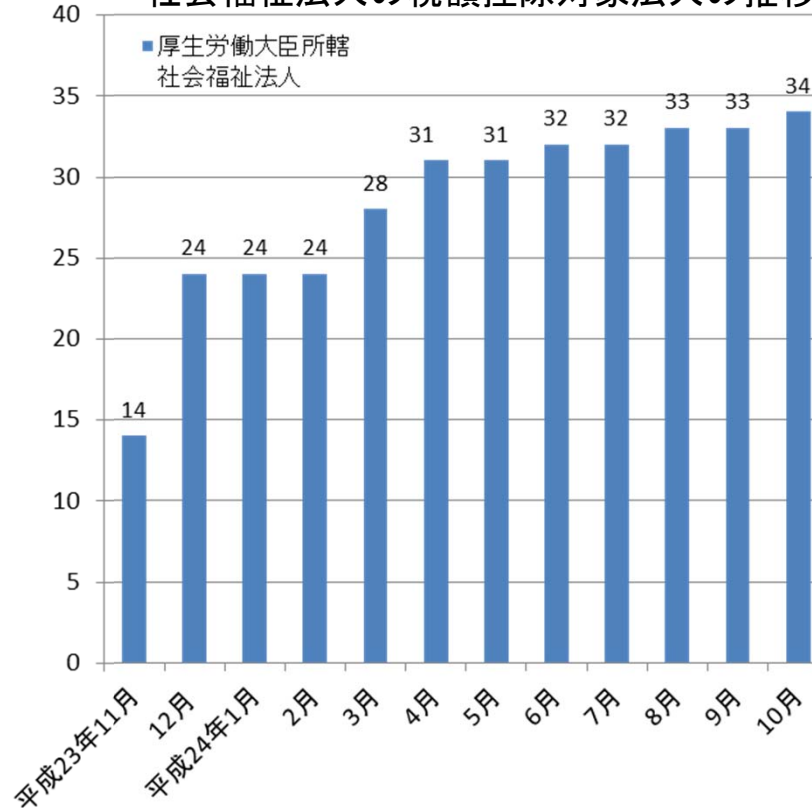
- 学校法人の税額控除対象法人は、文部科学大臣所轄で243法人、都道府県所轄で80法人となっている（平成24年10月時点）。
- 社会福祉法人の税額控除対象法人は、厚生労働大臣所轄で34法人、都道府県・政令指定都市等所轄で385法人となっている（平成24年10月時点）。

学校法人の税額控除対象法人の推移



* 都道府県所轄学校法人のうちの税額控除対象法人は、平成23年10月時点の11法人から平成24年10月時点の80法人に増加。

社会福祉法人の税額控除対象法人の推移



* 都道府県・政令指定都市等所轄社会福祉法人のうちの税額控除対象法人は、平成23年11月時点の73法人から平成24年10月時点の385法人に増加。

税額控除対象法人数一覧

()内は集計時点

	法人数		税額控除の対象法人数	
				うち絶対値基準(注)
公益社団法人 公益財団法人	全体	5,543 (H24/9/30)	455 (H24/9/30)	350 (H24/9/30)
	国所管	1,598 (H24/9/30)	216 (H24/9/30)	169 (H24/9/30)
	地方所管	3,945 (H24/9/30)	239 (H24/9/30)	181 (H24/9/30)
学校法人	全体	7,951 (H24/5/1)	323 (H24/10/1)	320 (H24/10/1)
	国所管	673 (H24/5/1)	243 (H24/10/1)	242 (H24/10/1)
	地方所管	7,278 (H24/5/1)	80 (H24/10/1)	78 (H24/10/1)
社会福祉法人	全体	19,498 (H24/3/31)	419 (H24/10/1)	402 (H24/10/1)
	国所管	365 (H24/3/31)	34 (H24/10/1)	31 (H24/10/1)
	地方所管	19,133 (H24/3/31)	385 (H24/10/1)	371 (H24/10/1)
更生保護法人		165 (H24/10/1)	50 (H24/10/1)	25 (H24/10/1)
特定非営利活動法人		46,327 (H24/9/30)	281 (H24/11/1)	16 (H24/11/1)

(注)H23年度税制改正により、PST基準について、

①相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）に加えて、

②絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）等が導入された。

個人寄附に関する日米英の状況

○日本の個人寄附は、米国、英国に比して、総額、GDP比ともかなり低い水準に止まっている。

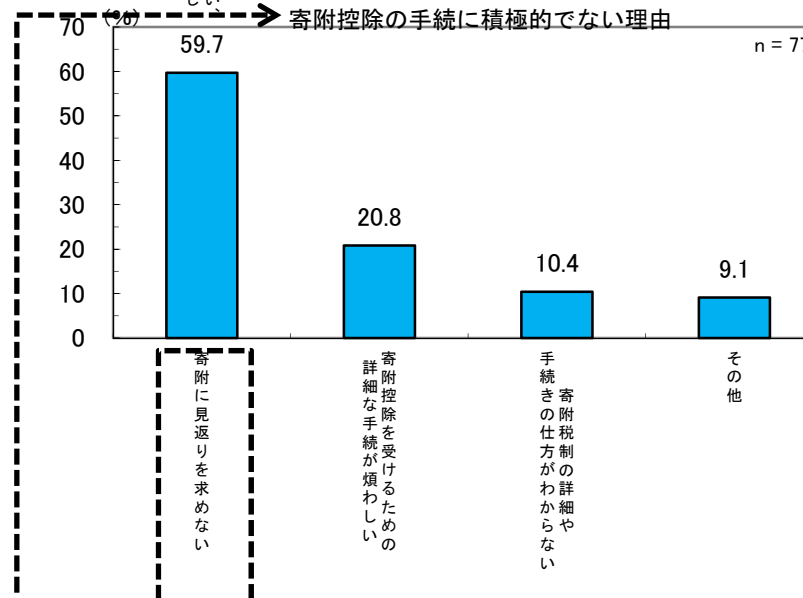
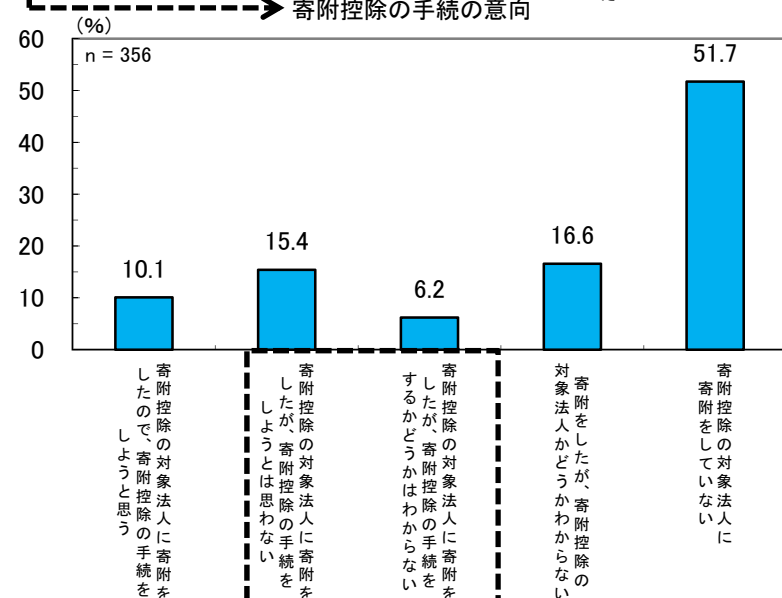
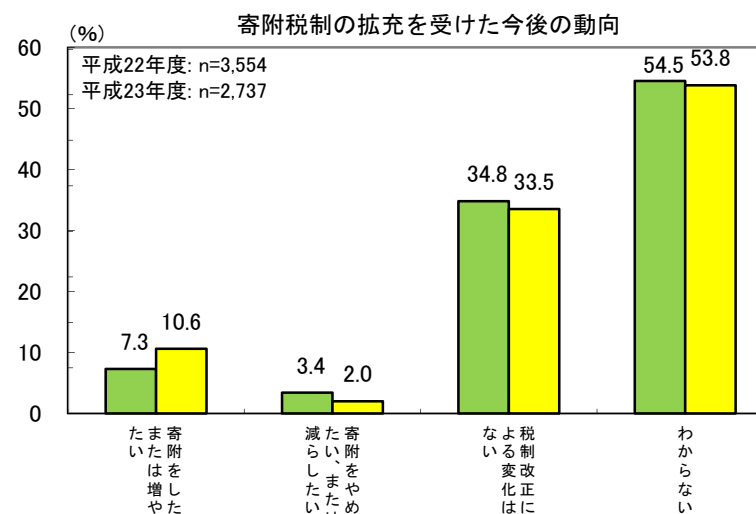
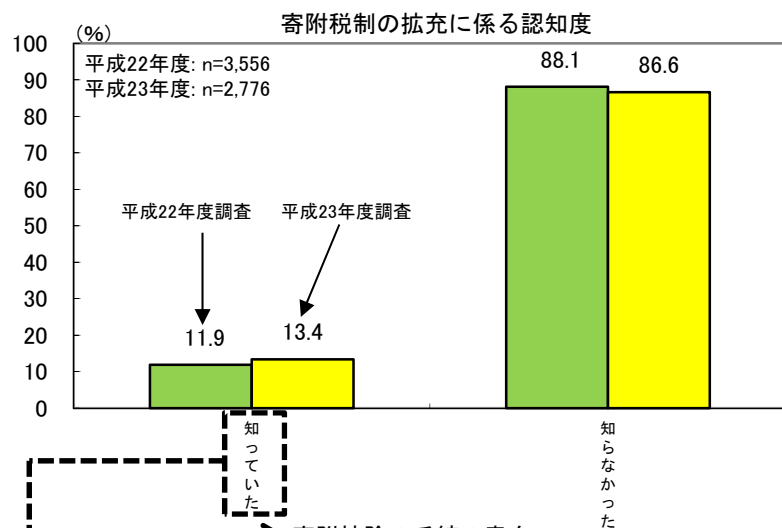
	個人寄附総額	対GDP比
日本 (2010)	1,847億円	0.04%
米国 (2010)	18兆5,722億円	1.46 %
英国 (2010)	1兆4,916億円	0.75%

出典：総務省「家計調査年報I」(平成22年)、総務省「住民基本台帳人口・世帯数」(平成22年)、Giving USA (2011)、UK Giving (2011)より作成。

(備考) 寄附額の円換算については、米国については1ドル87.7円、英国については1ポンド135.6円(2010年平均)で計算。

寄附税制の拡充に係る国民の認知度等

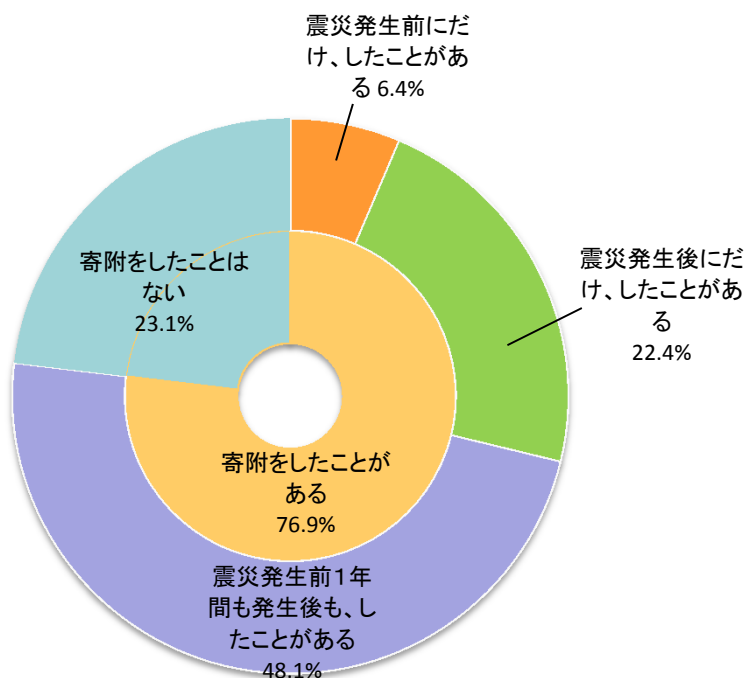
- 「平成23年度国民生活選好度調査」(調査期間:平成24年3月21日～30日)によると、
- 平成23年度の寄附税制の拡充について「知っている」と答えた割合は13.4%に増加(昨年度調査11.9%)。
 - 寄附税制の拡充を受けて「寄附をしたい、または増やしたい」と答えた割合も10.6%に増加(昨年度調査7.3%)。
 - 寄附税制を知っていて「寄附控除の対象法人に寄附をしたので、寄附控除の手続をしようと思う」人の割合は10.1%。他方、寄附控除の手続に積極的でない人の割合は21.6%で、その理由として「寄附に見返りを求めない」が約6割。



寄附に対する国民の意識

○震災発生後、寄附の金額、件数ともに大きく増加している。

寄附時点別 寄附経験の有無 (n=3,000)



寄附金額の推移

	震災発生前	震災発生後【震災関連】	震災発生後【震災関連を除く】
最小値	0円	0円	0円
最大値	2,000,000円	5,000,000円	1,000,000円
中央値 (0を含む)	1,000円 (n=2,307)	3,000円 (n=2,307)	0円 (n=2,307)
中央値 (0を除く)	2,000円 (n=1,512)	3,000円 (n=2,044)	1,000円 (n=956)

※平成24年3月2日～3月7日に内閣府において、全国に居住する満20～69歳までの一般市民(3,000人。モニター数)を対象に調査実施。

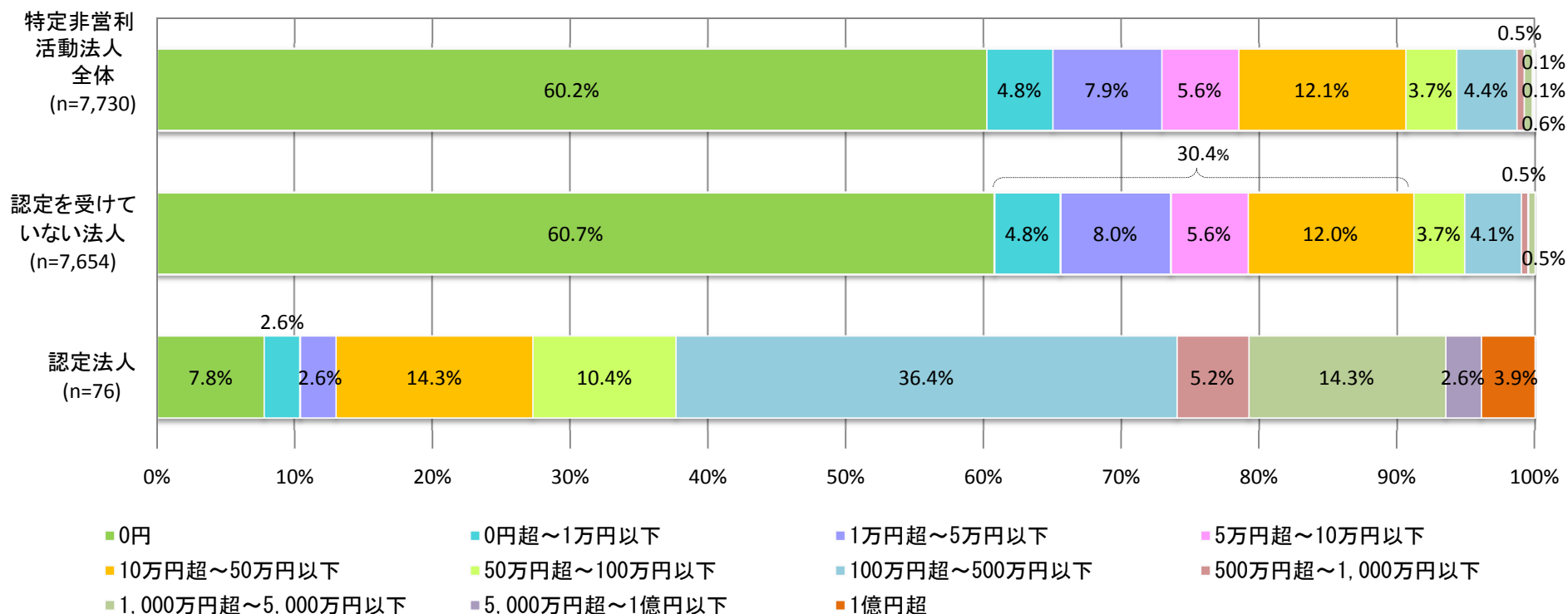
※右図は、寄附した国民についてまとめた表であるが震災発生前(後)にだけ寄附をした人がいるため、震災発生後(前)の最小値はゼロ円となる。

※右図において、「中央値(0を除く)」を掲載している趣旨は、震災前(後)において、実際に寄附をした人の中央値を比較するためである。

特定非営利活動法人における寄附受入の状況（個人からの寄附）

○認定を受けていない法人では、個人寄附を受けていない法人が6割を占める。
認定法人では、「100万円超～500万円以下」の寄附を受けている法人が最も多い。

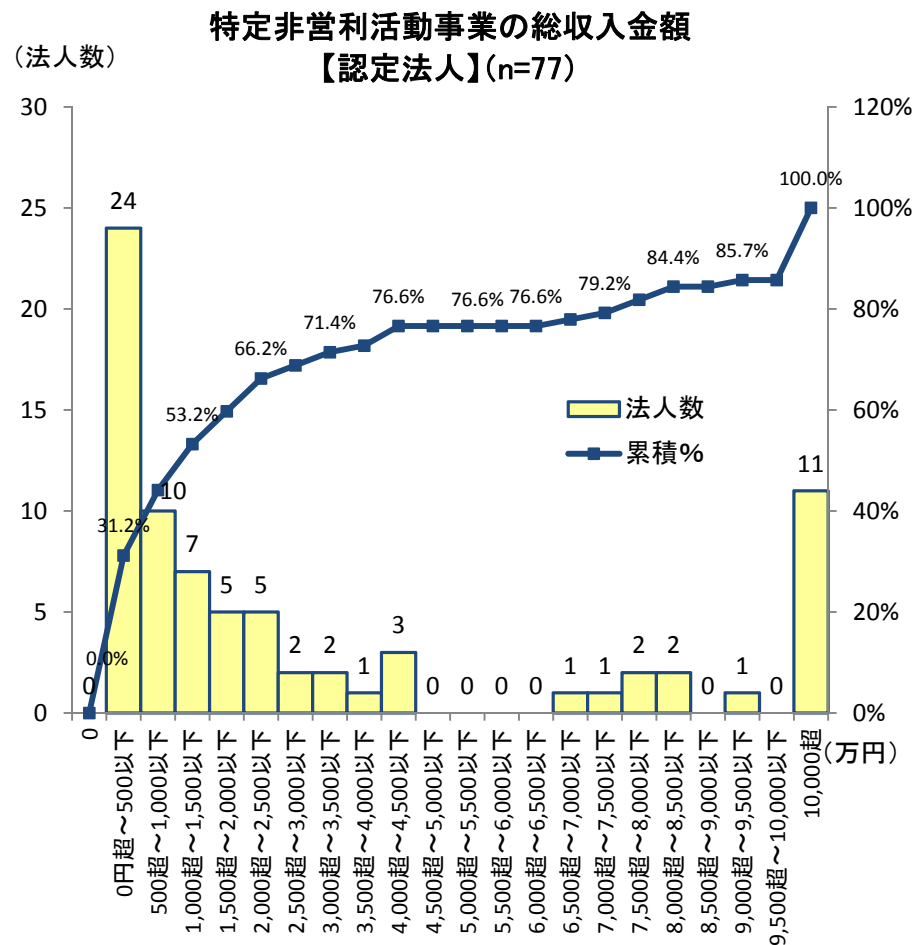
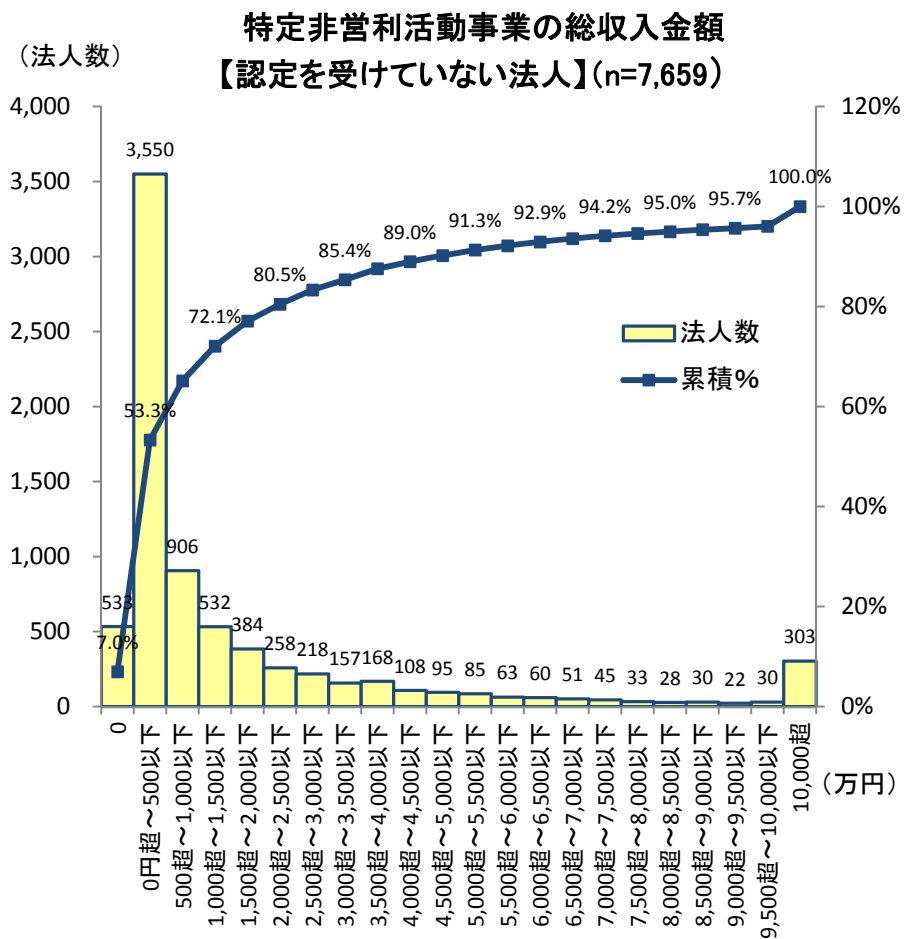
個人寄附金額 【平成23年3月以前の事業年度】



※平成24年2月25日～3月25日に内閣府において平成23年11月末日時点の全認証特定非営利活動法人(43,993)を対象に調査実施(回答率19.0%)。

特定非営利活動事業に係る収支状況

○特定非営利活動法人の総収入を見ると、500万円以下の収入しかない法人が、半分以上を占めている。

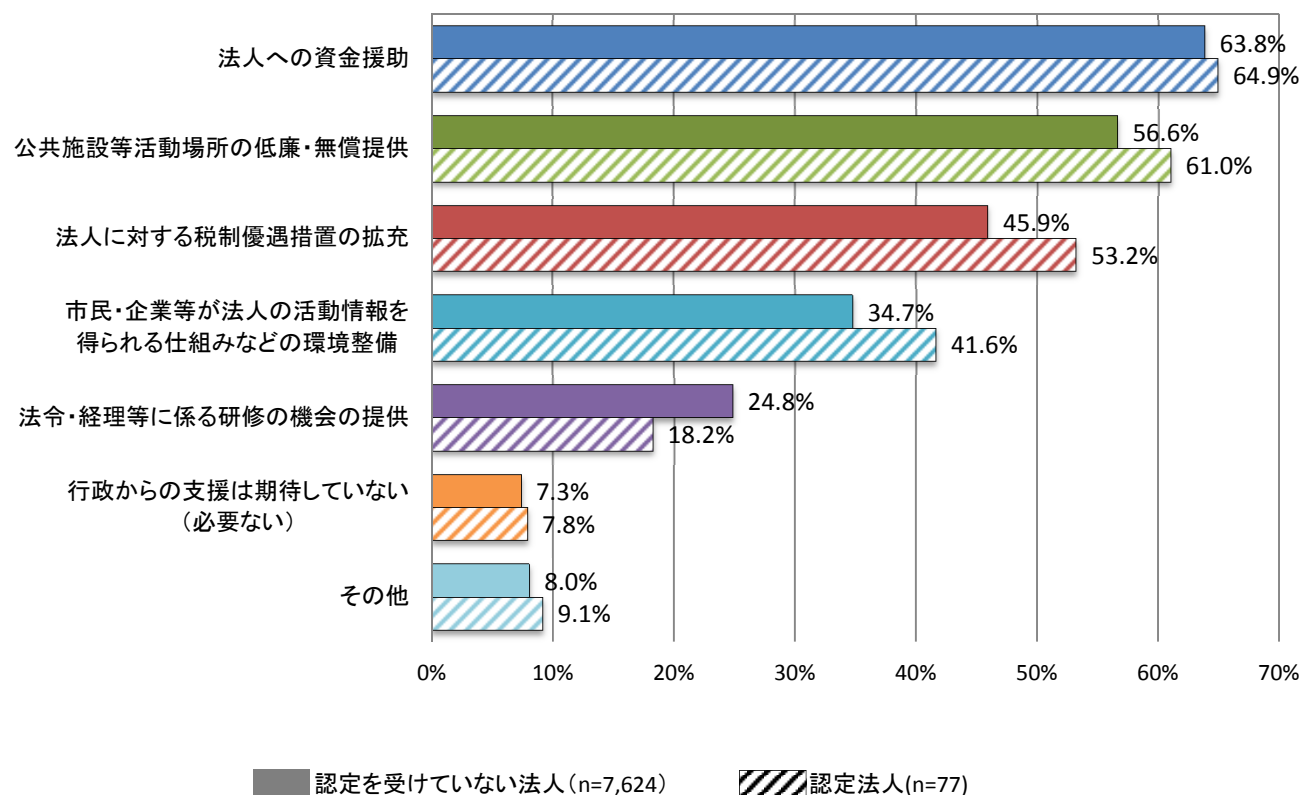


※平成24年2月25日～3月25日に内閣府において平成23年11月末日時点の全認証特定非営利活動法人(43, 993)を対象に調査実施 (回答率19.0%)

特定非営利活動法人が必要と考える行政支援

○行政に求める支援としては、「法人への資金援助」が最も多い。

行政に求める支援【複数回答】



※平成24年2月25日～3月25日に内閣府において平成23年11月末日時点の全認証特定非営利活動法人(43,993)を対象に調査実施(回答率19.0%)

新しい公共支援事業

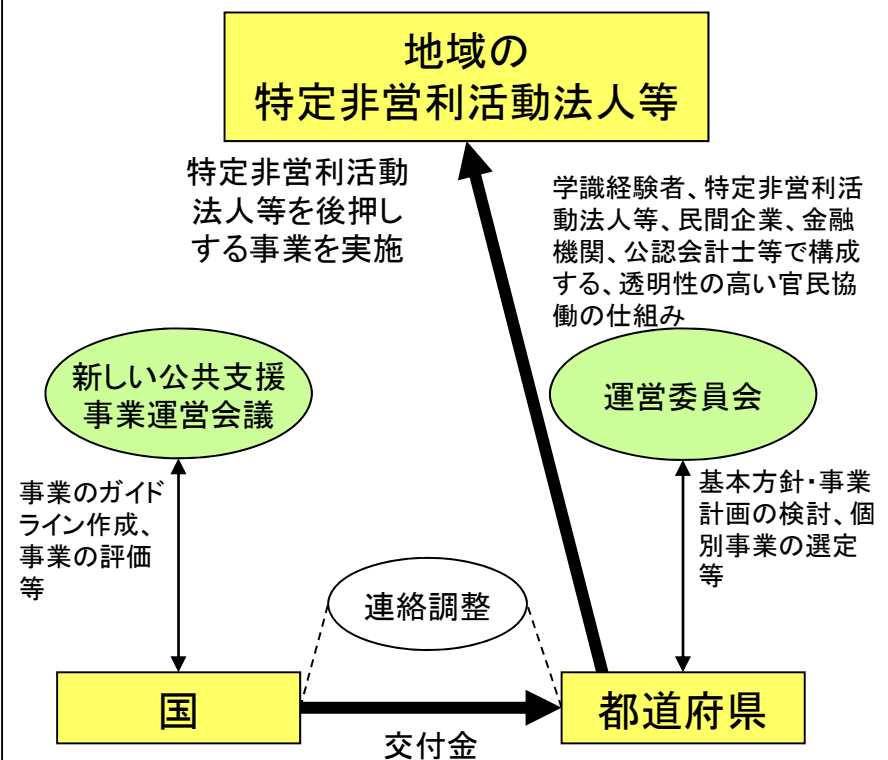
(平成22年度補正予算87.5億円、平成23年度3次補正予算8.8億円(事業期間は平成24年度末まで))

- 「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、特定非営利活動法人等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うとともに、特定非営利活動法人、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することにより、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的活動を後押しする。
- 東日本大震災の被災者支援や震災復興を行う特定非営利活動法人等を支援するため、平成23年度第3次補正予算により、岩手県、宮城県及び福島県の基金を積み増した。

事業内容(H22~H24年度)

1. 特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動基盤の整備を図るため、都道府県が以下の取組を実施
 - ・ 特定非営利活動法人等の活動基盤整備の支援
(例: 財務諸表の作成、認定取得に向けた支援)
 - ・ 寄附募集の支援
(例: 寄附募集のノウハウ提供)
 - ・ 融資利用の円滑化のための支援
(例: 融資利用のノウハウ提供)⇒予算の約4割を活用
2. 地方公共団体等との連携によるモデル事業を実施
 - ・ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
(多様な担い手(特定非営利活動法人、行政、企業などの5団体以上のマルチステークホルダー)が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)⇒予算の約6割を活用

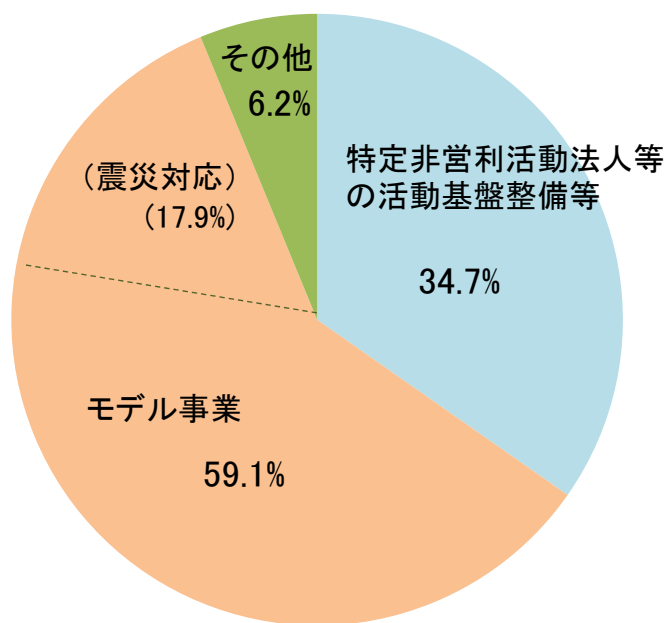
基本スキーム



※ 本制度については、平成24年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて「廃止」との判定。

新しい公共支援事業の実施状況

- 平成22年度補正予算(87.5億円)及び平成23年度3次補正予算(8.8億円)の合計額96.3億円のうち、実施済額は約88億円(92%)※(H24年9月末時点)。
- 岩手、宮城、福島の3県では、合計額13.4億円のうち、実施済額は約13億円(97%)※(H24年9月末時点)。
※各都道府県の運営委員会で採択決定済みのH24年度モデル事業に係る金額を含む。括弧内は事業費ベースの進捗率。
- モデル事業を全国で1,052件実施



1. 特定非営利活動法人等の活動基盤整備等 …34.7%

- ① 特定非営利活動法人等の活動基盤整備の支援
- ② 寄附募集の支援
- ③ 融資利用の円滑化のための支援
- ④ つなぎ融資への利子補給

2. モデル事業 …59.1%

- ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
- ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業

3. その他 … 6.2%

運営委員会実施、普及促進、データベース整備等

(H24.9月末時点の事業費ベース)

<モデル事業による震災対応の事例>

- ・復興に向けた様々な情報が集まり、被災者に情報を提供する復興ステーションの運営(岩手県北上市)
- ・被災した自営業者・特定非営利活動法人等の組織の再生・新設等を支援する復興支援センターの運営(宮城県東松島市)
- ・空き店舗を利用した避難住民のビジネス・サロンによる起業・雇用創出支援(福島県福島市)
- ・県内避難者の生活・就労支援等を行うパーソナルサポーターの養成(山梨県) など

「「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」の主な対応状況

提 案	対 応 状 況（平成25年度概算要求、税制改正要望等）
<p>「新しい公共」の基盤を支える制度整備 （寄附税制などの制度整備等）</p>	<p>○ 平成25年度税制改正要望において、認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人、学校法人への寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とするよう要望。また、新たに国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入を要望。</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、公益社団・財団法人への個人寄附に係る税額控除の適用に当たっては、PST(パブリックサポートテスト)要件を撤廃し、すべての公益社団・財団法人を税額控除の対象とするよう要望。学校法人についても、学校法人への個人寄附に係る税額控除について、同様の見直しを要望。</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人への寄附金額が2,000円を超え、寄附金控除が適用される場合、控除金額算出に当たって控除する2,000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とするよう要望。</p>
<p>ソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援</p>	<p>○ 中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続する担い手の両方の活動の強化・拡充を各地で進展させることを目的する予算を要求。【内閣府、54百万円(平成25年度概算要求)】</p>
<p>社会的活動を担う人材育成、教育の充実</p>	<p>○ 持続可能な社会づくりに寄与する環境NPOのうち、財務基盤は十分ではないが積極的に活動を行っている団体を対象に、行政からの助成金等に頼らず環境保全活動を展開できるよう、活動の担い手に対しビジネスモデルを提供。【環境省、35百万円(平成25年度概算要求)】</p>
<p>国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成</p>	<p>○ 公共施設等運営権の活用や独立採算型事業等新たなモデルによるPFI事業の増加等に向けた取組や、被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体にPFI専門家を派遣し、PFI事業の立ち上げを支援するなどにより、PFI事業の拡大を促進。【内閣府、1,406百万円(平成25年度概算要求)】</p> <p>○ 市民・企業・NPOなどの知恵や人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成やそれに基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等に対して、国が補助を行う。【国土交通省、200百万円(平成25年度概算要求)】</p>
<p>企業の公共性や社会性に目を向けた経営支援</p>	<p>○ 東日本大震災の被災地において、ソーシャルビジネス(SB)のノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を実施。【経済産業省、300百万円(H25年度概算要求)】</p>

「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」の主な対応状況

提 案	対 応 状 況（平成25年度概算要求、税制改正要望等）
休眠預金の活用に 係る検討（「政府と 市民セクターとの関 係のあり方の見直 し」の中の検討事 項）	○ 休眠預金の活用について、外部専門家による事務態勢面、コスト面等にかかる調査（フィージビリティ・スタ ディ）を踏まえた、具体的な仕組み・制度案を検討中（2012年度中に完了）。また、有識者による「休眠預金の 活用にかかる意見交換会」を実施中。2013年度中に休眠預金の活用策の検討を含む必要な制度整備を終え、 2014年度中に休眠預金の管理・活用に向けた体制を構築する。
情報開示・発信基盤 の整備	○ 改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「特定非営利活動法人ポータル サイト」を整備し、10月より、市民が広く閲覧できるよう、特定非営利活動法人が所轄庁に提出した定款及び23 年度事業報告書等の順次掲載を開始したところ。【内閣府、45百万円の内数（平成25年度概算要求）】
「新しい公共」による 被災者支援活動等 に対する後押し ・NPO等の運営力 強化を通じた復興 支援事業 ・災害対応を行う各 主体間の相互協力 体制についての検 討 等	○ 特定非営利活動法人等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、特定非 営利活動法人等の運営力強化に対する支援措置を講ずるための予算を要求。【内閣府、414百万円（平成25 年度概算要求）】 ----- ○ 中央防災会議防災対策推進検討会議において、東日本大震災を踏まえた今後の防災対策の方向性を示 した最終報告をとりまとめ、その中で、国、地方公共団体、民間企業、NGO、NPO、社団、財団、ボランティア など災害対応を行う各主体間の相互協力体制の構築などが、今後重点的に取り組むべき事項として盛り込ま れた。

「新しい公共」の現状における課題

- 米英と比較すると、寄附総額は大きくないが、東日本大震災を契機に、国民の寄附意識は高まった。
- 拡充された寄附税制の下で税額控除対象法人は着実に増加しているものの、拡充された寄附税制の国民や法人全体における認知度は低い。
- 特定非営利活動法人のうち個人から寄附を受けていない法人は6割を占めるなど、大半の担い手は国民からの寄附の受け皿として、十分に育っていない。
- こうした中で、自立的・持続的に活動ができるほどの財政基盤を持った団体は限られている。加えて、認定法人も含め、特定非営利活動法人においては、行政に対し資金援助を求める法人が多い。

今後の方向性

今後は、市民や様々な主体から支持や参加を集め、行政の補助金等に過度に依存せず、自立して活動を継続できる担い手を拡大させていくことが重要。また、東日本大震災からの復興においても民間からの寄附等を活用した取組が期待される。そのため、以下のような方向性で取組を推進することが必要。

- 寄附税制は、制度改正を通じて欧米諸国と比較しても遜色ないものとなり、その活用促進や周知・定着を図り、寄附文化を根付かせていくこと
- 支援組織が活動しやすい環境を整えること等による、寄附等の資金調達、ソーシャルビジネスの企画運営等に関するノウハウの蓄積・提供、活動をマネジメントできる人材の育成等を通じて、担い手の運営力を強化すること
- 担い手に対して資金提供するファンド機能を担う支援組織が充実することや、市民や様々な主体がどの担い手に参加や支援を行うか判断できるような情報基盤を整えることを通じて、民間の資金により担い手が活動できるようになること